

イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画

平成7年7月17日

環 境 庁

農 林 水 産 省

イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画

環 境 庁
農林水産省

第1 事業の目標

イリオモテヤマネコは、沖縄県西表島にのみ生息するネコ科の動物で、島内の低標高部を中心に100頭前後が生息すると推定されている。本種が新種として確認されたのは昭和42年と比較的最近であり、その後、実施されてきた調査によれば、これまでのところ、個体数の急激な減少はみられていない。

しかしながら、生息上重要な低地部での生息域の縮小や分断の進行、度重なる交通事故の発生、伝染性の疾病の侵入・流行のおそれなど、生息地が限られ、個体群の規模も小さい本種にとって、個体群の健全かつ安定した存続に支障を及ぼすおそれのある要因が存在している。

本事業は、本種の生息状況の把握と監視に努めつつ、島内の生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

主として沖縄県西表島

第3 事業の内容

1 生息状況の把握・モニタリング

本種の生息状況を常時監視しつつ、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行う。

(1) 島内での分布状況の把握

現地への到達が容易ではない内陸部や南岸、崎山半島等の地域は他の地域に比べ分布に関する情報が極めて少ないことから、自動撮影、痕跡調査等により、特にこれらの地域における本種の分布状況を詳細に把握するとともに、島内の分布の動向を継続的に把握する。

(2) 生息状況のモニタリング

島内での分布を考慮して調査区を設定し、自動撮影、ラジオトラッキング等により、個体識別及び行動追跡を継続的に行い、個体数、行動圏、繁殖、移動分散等の本種の生息状況に関する情報の蓄積及びモニタリングを行う。その結果、個体数等に憂

慮すべき変化が見られた場合には、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

(3) 個体の健全性の把握

保護・死亡個体や調査のために捕獲される個体について、病理・寄生虫検査を実施し、伝染性の疾病の侵入・流行を監視するなど、個体の健全性に関する分析を行う。検査の結果、本種の生存を脅かすような伝染性疾患の病原体や発病が確認された場合は、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

なお、死亡個体については、生物学的資料の蓄積のため、可能な場合には、回収し適切に保存するものとする。また、病理・寄生虫検査のほかに、本種の遺伝的な多様性に関する情報の収集及び分析を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、本種を食物連鎖の頂点とする多様な餌動物を含む生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生息にとって良好な環境条件を備えた地域については、その状態を維持し、また、各種の土地利用、営農形態の変化等に伴い、生息環境が悪化し、個体群の維持上影響が生じている地域については、その悪化の程度に応じて、採餌、休息、繁殖等の活動や個体の移動分散及び交流を可能とするための生息環境の改善・回復を図る。

具体的には、次のように生息環境の状況に応じて適切な対策を講ずる。

(1) 島内の海岸・河口域から入り組んだ沢や谷地形を有する低標高部にわたる生息環境の連続性が確保された地域であって、マングローブ、サガリバナ等の低地林や水田を含む低湿地、亜熱帯性のシイ・カシ林等の後背林等の多様な植生が混在し、シロハラクイナ、キシノウエトカゲ、カエル類等の餌動物が豊富であるなど本種の生息にとって良好な環境条件を備え、良好な生息状況のみられる地域については、その生息環境を維持し、必要に応じて改善する。

(2) 本種にとって生息環境の悪化がみられる地域であって、生息適地の拡大、個体の移動分散等の観点から島内個体群の維持上必要な地域については、自然的社会的条件を踏まえつつ、ススキ、チガヤ等に覆われた耕作跡地や採草放牧跡地等本種の生息に適さない植生の改善や低湿地の整備等を行うことにより、生息環境の改善・回復を図る。また、生息域に介在する農用地等の開けた空間において、農用地間や河川沿いの樹林等を維持、育成することなどにより、個体の移動分散・交流のための経路を確保する。

これらの生息環境の維持・改善のための事業は、本種の生態特性及び事業の実施が本種を含む生物群集に及ぼす影響を考慮し、効果的な実施方法の検討・見直しを行い、長期的な視点に立って進めるものとする。その際、地域の協力体制の確立に努める。

また、本種の生息地及びその周辺での土地利用や事業活動の実施に当たっては、重要な餌場や移動経路など本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われる

よう努める。

3 半野生下での飼育繁殖

通常は単独性で森林内に広い行動圏を持つという生態特性から、野生状態での本種の詳細な繁殖生態の解明は非常に困難であり、不明な点が多い。一方、生息域の縮小・分断の進行及び伝染性の疾病の侵入・流行等により、将来、本種の健全で安定した繁殖が阻害される危険性がある。

このため、繁殖生態の解明及び飼育繁殖技術の確立に資するよう島内の生息域内の自然環境を利用した形の野外飼育施設を設け、半野生下での飼育繁殖の研究を行う。

この際、必要な個体の確保は、野外の個体の捕獲あるいは救護された傷病個体の活用等により行うこととし、野外の個体を捕獲する場合には、繁殖に関与している定住個体の捕獲は避けるなど、野外個体群の維持に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮するものとする。

また、伝染性の疾病の侵入、流行等による野外個体群の急激な減少に備えるための飼育下での個体の集団の維持・充実の必要性について、検討を進める。

4 その他

(1) 事故防止対策

交通事故の防止のため、道路上での目撃情報を収集し、交通事故の多発が予想される区間については、関係機関の協力を得て、施設の改善、注意標識の設置等の対策を講ずる。

(2) 傷病個体の救護及びリハビリテーション

傷病個体の救護及びリハビリテーションについては、適切な実施体制を整備しつつ、その充実に努め、野外での生活が可能な状態に回復した場合には、原則として野外へ帰すものとする。ただし、上記3の半野生下での飼育繁殖のための個体の確保が必要な場合には、健康を回復した傷病個体の活用を図ることを検討する。

(3) 家禽類の食害防止対策

本種によるニワトリ、アイガモ等の食害を防止し、人為的な餌に依存することによる本種の生態の攪乱を防止するという観点から、侵入防止柵の設置等による効果的な食害防止策を検討し、適切な対策を講ずる。

(4) 生息地における監視

本種の生息及び繁殖に悪影響を及ぼす行為を防止するために、生息地における監視を行う。

(5) 移入種等による影響の防止

生態的競合等による影響を及ぼすことや疾病感染の原因となることが懸念されるノイヌ、ノネコ、その他の移入種について、その侵入状況や影響を監視しつつ、飼育

動物の適切な管理の徹底や野外からの除去等の影響防止策を検討し、適切な対策を講ずる。

また、疾病感染の原因となる可能性の高いイエネコについては、伝染性疾病の病原体の保有状況を定期的に検査し、本種の生存を脅かすような伝染性疾病の病原体や発病が確認された場合には、適切な対策を講ずる。

(6) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛けることとする。また、関係地域の公共施設において本種の理解を深めるための活動を行うことなどにより、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

(7) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業にかかわる国、沖縄県及び竹富町の各レベルの行政機関、本種の生態等に関する研究者並びに本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。